

会通H24-89号
平成25年1月8日

会員各位

岩手県土地家屋調査士会
会長 菅原唯夫

職務上請求書使用簿記録の報告について

標記について、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程第13条にあるとおり使用簿の写しを平成25年1月31日までにメール、FAX、郵送、または持参して提出するよう通知いたします。

職務上請求書用紙を購入済で下記期間に使用がなかった場合は、報告書下部の【 】

事務所にお名前を記載の上（内容は0件のため未記入で構いません）提出願います。

●使用報告の対象期間●

平成24年1月1日～平成24年12月31日の1年分

※提出の主旨は、同請求書の適正な使用と管理を目的としております。火災・盗難・紛失等の事故があった場合の証拠書類（自己防衛）になる場合がありますので、必ず提出してください。